

避難所における新型コロナウイルス感染症対策

内閣府（防災担当）避難生活担当

1 はじめに

避難所における感染症対策については、従来から、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））や「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））等により、必要な感染症対策を講じるよう自治体に対して周知を行ってきました。

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認され、医療提供体制もひっ迫するなどしたため、令和2年4月7日に、7都府県に新型コロナウイルス感染症等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、いわゆる「3密」の回避等、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期することが重要であることから、政府としては累次の通知により避難所における新型コロナウイルス感染症対策をお示し、自治体の取組を促すとともに、支援してきたところです。

本稿では、これまでお示ししてきた避難所における新型コロナウイルス感染症対策等についてご紹介いたします。

2 避難所における 新型コロナウイルス感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症対策として主なものは、（1）親戚や友人の家等への避難の検討、（2）可能な限り多くの避

難所の開設、（3）避難者の健康管理に関する準備等、（4）避難所内の十分なスペースや発熱・咳等の症状がある人の専用スペースの確保が挙げられます。

（1）親戚や友人の家等への避難の検討

「避難とは「難」を「避」けること」であり、安全な場所にいる人まで避難する必要がないこと、避難先は小中学校・公民館等だけでなく、安全な親戚や友人宅等への避難についても検討していただくこと、について住民の方へ周知・広報いただくよう自治体を促してまいりました。

なお、在宅等で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所にて提供される食料や水等の必要な物資の配布、医師・保健師等による保健・医療等のサービスの提供、住まいや生活環境等に関する行政からの正確な情報の伝達等が適切に行われるよう併せて周知してまいりました。

（2）可能な限り多くの避難所の開設

政府においては、これまで、避難所における「3密」を避ける観点等から、避難所を開設する場合には、発災した災害や被災者の状況等により、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図っていただくよう自治体を促してきました。また、避難所の確保にあたっては、ホテルや旅館、国等の研修施設等の活用についても検討していただくようお示ししてきました。さらに、ホテル・旅館等を避難所として活用することに資するよう、受け入れ可能なホテル

や旅館、国等の研修施設等について自治体に対し情報提供を行ってきました。令和2年7月豪雨の際には、熊本県において、県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、県下全域で受け入れ可能なホテル・旅館を確保しています。また、避難所として活用できる施設が不足し、かつホテル・旅館の多くが浸水被害を受けている一部の地域において、県主導で被災したホテル・旅館を応急的に補修し、避難所として活用する取組が行われています。

(3) 避難者の健康管理に関することの準備等

避難所において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、避難者の健康状態を確認するよう促しており、健康チェックリスト例(図1参照)及びチェックリスト例を活用して確認された健康状態等に基づいた滞在スペースと区画の振り分け例(図2参照)もお示ししてきました。

また、マスク、消毒液、パーティション等の物資について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら備

図1 受付時 健康状態チェックリスト(例)

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日: 令和 年 月 日

避難所名	氏名	年齢
------	----	----

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか?	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか?	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか?	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか?	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか?	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか?	はい・いいえ
7	吐き気がありますか?	はい・いいえ
8	下痢がありますか?	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか?	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか?	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか? (症状:)	はい・いいえ
12	現在、服薬をしていますか? (薬名:)	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか? <small>※「はい」の場合、具体的に記入ください</small>	はい・いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか?	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか? <small>※「はい」の場合、障がいの内容を記入ください</small>	はい・いいえ
16	乳幼児と一緒にですか?(妊婦中も含む)	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか? <small>※「はい」の場合、具体的に記入ください</small>	はい・いいえ
18	てんかんはありますか?	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

体温	℃	受付者名
滞在スペース・区画		

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

図2 滞在スペースと区画の振り分けについて(例)

①総合受付にて、避難に「受付時 健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
②受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画(パーティション〇〇番区画など)を決定する。

滞在スペース	状態	目安となる基準	
集合スペース	避難者スペース	一般の避難者 要配慮者のうち、集合スペースの避難者スペースでの避難に差し支えない人	チェックリストでチェックが入らなかった人 要配慮者に関する項目14~18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
	障がい者 高齢者 スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14~18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
専用スペース	濃厚接触者ゾーン	健康観察中の濃厚接触者	健康に関する項目11にチェックした人
	発熱者等ゾーン	発熱、咳等の症状がある人	健康に関する項目2~10にチェックがついた者、発熱がある人
	要配慮者ゾーン	要配慮者のうち、集合スペースでの避難が困難で、特に支援が必要な人	要配慮に関する項目14~18のいずれかにチェックがついた人(高年齢の方)、およびその家族
	妊産婦ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者または妊婦中の人	要配慮者に関する項目16にチェックがついた人のうち、希望する人

③避難者は、決められた滞在スペースに移動する。
④運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

図3 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例) <避難受付時>

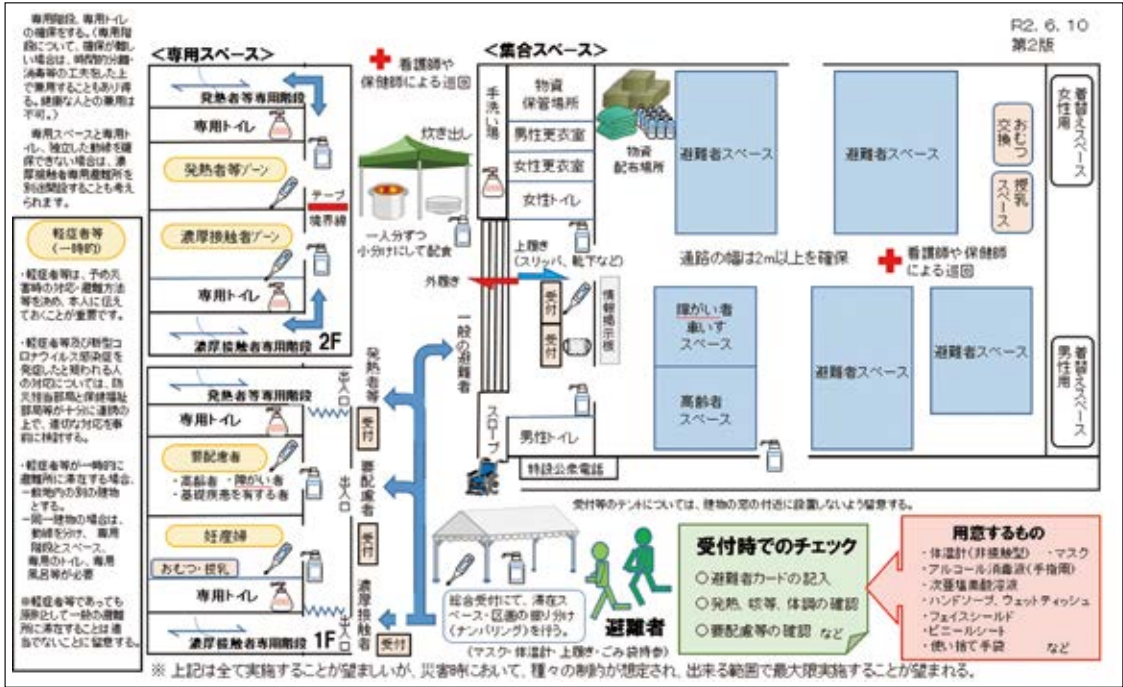
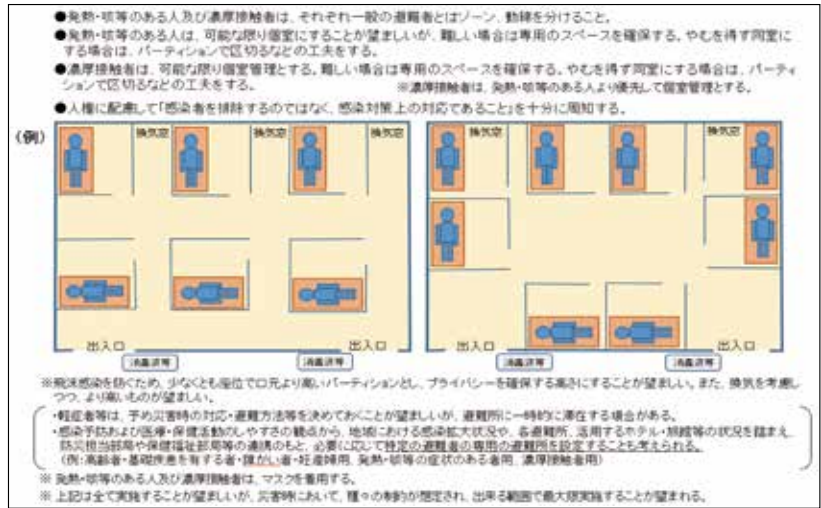


図4 健康な人の避難所滞在スペースレイアウト(例) (R2. 6.10 第2版)



蓄するよう自治体を促すとともに、政府においては、災害発生時には、必要な物資をプッシュ型で迅速に支援することができるよう令和2年度の第2次補正予算において必要な予算を確保しており、令和2年7月豪雨の際には、段ボールベッドやパーティション等を発送し、支援を行ってまいりました。

図6 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト (例)
(R2. 6.10 第2版)



(4) 避難所内の十分なスペースや発熱・

咳等の症状がある人の専用スペースの確保

開設した避難所においては、避難者のスペースを十分に確保していただくことや発熱・咳等の症状がある人の専用スペースの確保が重要となっており、避難所における避難スペースのレイアウト等の参考としていただけるよう具体的なレイアウト図、動線の参考例(図3参照)もお示ししてきました。

一般の避難者が滞在するスペースにおいては、テープ等により区画を表示する、パーティション、テントを利用する場合は、番号等を付して、誰がどの区画等に滞在しているかわかるような管理をしていただくようお示ししております(図4、5参照)。

発熱・咳等の症状がある人や濃厚接触者については、可能な限り個室にする必要がありますが、やむを得ず発熱・咳等の症状がある人同士、濃厚接触者同士を同室とする場合には、パーティションで区切るなどの工夫を促しております(図6参照)。

また、避難所の運営訓練は、避難所を実際に運営していく上での必要人員の検討、役割分担、課題等を確認するに当たって有効であ

るため、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」(第一版：令和2年6月8日、第二版：令和2年9月7日)を作成し、自治体に周知するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した上での訓練の実施についても促してきました。

以上に述べた内容は、自治体が新型コロナウイルス感染症対策について、平時の事前準備及び災害時の対応を行うにあたっての参考として示しているものであり、これらをまとめた「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】」やこれまでの通知等について、内閣府防災のホームページに掲載されておりますので、ご参考にしていただけると幸いです。

令和2年7月豪雨等においては、災害発生に備えた避難の周知、在宅等で避難されている住民への支援物資の運搬等、消防団の方々のご協力をいただきながら、災害対応を行っているところです。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中、政府としても、引き続き、自治体の状況も踏まえながら、必要な助言、支援等に取り組んでまいります。